

夫が定年退職をした ときには妻も届け出を

Q 会社員であった夫が、60歳になり今月末で退職する予定です。私は、55歳ですが、国民年金の届け出は必要ですか。

A

ご主人が会社を退職した後、役場年金係に印鑑とご主人の離職証明書（退職した日付けのわかる書類）を持参し、種別変更の手続きをしてください。

国民年金には、20歳から60歳未満の方は必ず加入することになっています。加入者は、第1号被保険者（自営業者、学生など）第2号被保険者（サラリーマン）第3号被保険者（サラリーマンに扶養されている配偶者）



の3種類に分けられており、種別が変わると届け出が必要で、ご主人が会社を退職することによって、あなたは第3号被保険者から第1号被保険者になることとなります。なお、第1号被保険者になることにより、国民年金の保険料は自分で納めることとなりますので、くれぐれも納め忘れのないようにしてください。

平成6年4月から国民年金の保険料が、月額1万1100円（付加保険料を納めている方は、1万1500円）に引き上げられます。

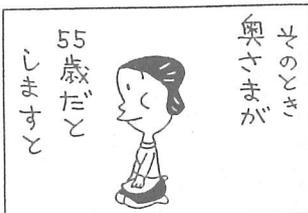
国民年金制度は、老齢、障害、死亡などによって生活の安定がそこなわれる方に年金を支給し、生活の安定を図ることを目的とした国が運営する社会保障制度の一つです。

年金の財源は、年金額の3分の1を国が負担し、3分の2をみなさんが納める保険料でまかなっています。高齢化が進むにつれて年金を受給する人も増え、多くの財源が必要になっています。現在の保険料額は、年金額からみてまだかなり低めの額とな

来月から国民年金の 保険料が変わります

つていますが、保険料と年金額のバランスや生活水準を考慮し、いつの時代にも年金制度が健全に運営できるよう段階的に引き上げられているわけです。

納める側としては、毎年保険料が引き上げられ、また、納付期間も長いため大変かと思いますが、老後の安心のためにも保険料の引き上げにご理解いただき、もれなく納付くださるようお願いいたします。



今年成人式を迎えられたみなさんも国民年金に加入を

工業団地6社目決定 日本フォームサービス株式会社

横芝工業団地の第6社目の進出企業に日本フォームサービス株式会社が決まり、去る1月17日に千葉県企業庁と分譲契約が締結されました。

同社は、電算機関連機器や自動車庫等のスチール製品の製造販売を行う公営には十分配慮した会社です。

●工場敷地 14,627㎡
●従業員数 35名

寄付ありがとうございました

「社会福祉のために役立ててください」と次の団体から寄付がありました。大切に使用させていただきます。ありがとうございます。

- ☆千葉ヤクルト販売 4万円
- ☆全日本プロレス興業 5万円
- ☆チャリティーカラオケ大会実行委員会 4万5767円
- 横芝町社会福祉協議会